# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年11月16日 |
| 【届出者の名称】 | artience株式会社 |
| 【届出者の所在地】 | 東京都中央区京橋二丁目２番１号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区京橋二丁目２番１号 |
| 【電話番号】 | (03)3272－6002 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務執行役員　財務、IR、情報システム担当　有村　健志 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません |
| 【縦覧に供する場所】 | artience株式会社<br>(東京都中央区京橋二丁目２番１号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町２番１号) |

（注１）　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注２）　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注３）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注４）　本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成６年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注５）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注６）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

# 第１ 【公開買付要項】

## １ 【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

## ２ 【買付け等の目的】

当社は、社会から求められる価値の変化に対応し、「感性に響く価値」を提供し、心豊かで持続可能な社会に貢献する会社となるべく2024年１月に「東洋インキSCホールディングス株式会社」から「artience株式会社」へと商号を変更するとともに、新たな理念体系のもと、変革を実践していく計画として、同月、2030年をゴールとした経営計画artience2027/2030“GROWTH”を策定しております。その中、同月を起点とし３年間を期間とする中期経営計画「artience2027」(以下「中期経営計画」といいます。)では、グループとして2029年12月期にROEを10.0%以上とするとの目標を掲げ、重要な経営課題である「事業ポートフォリオの変革」、「資本効率とキャッシュフローの最大化」、そして「企業基盤構築とサステナビリティ経営」に取り組んでいます。また、2025年２月にはその進捗を踏まえて中期経営計画の最終年である2026年12月期におけるROE目標を当初の7.0%以上から8.0%以上へ引き上げており、その実現を通じた企業価値の向上に努めております。

また、当社が重要な経営課題として認識している株主還元についても、積極的に検討することとしています。配当につきましては、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。内部留保につきましては、基盤事業や成長が見込まれる事業分野への設備投資と、将来の利益向上に寄与できる研究開発に充てる方針とし、中期経営計画においては次の株主還元方針を掲げております。

- 中期経営計画(2024～2026年度)における株主還元方針では、総還元性向目標を導入し、利益成長に合わせて株主還元水準の向上を目指します。
- 安定配当を基本としつつ、利益達成時のキャッシュの余剰を戦略投資及び自社株取得などの株主還元へ充当します。
- 総還元性向目標を50%以上とします。

毎事業年度における配当の回数については、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うこととしております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については定款の定めにより取締役会、期末配当については株主総会としております。

2026年12月期の期末配当につきましては、上記の株主還元方針を踏まえた上で、当事業年度の業績及び経営体質の強化、将来の事業展開等を勘案し、１株につき60円を予定しております。これにより年間配当は中間配当と合わせ、１株につき120円を予定しております。

当社は、株主への一層の還元と資本効率の向上のため及び経営環境の変化等に対して機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第２項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これまでも、当社は株主還元のさらなる充実、資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行により、企業価値を高めることを目的として、下表のとおり自己株式の取得を行っております。

| 決議日 | 累計取得期間 | 累計取得株式数(注１) | 累計取得価額の総額 |
|---|---|---|---|
| 2009年11月６日開催取締役会 | 2009年11月９日～<br>2009年12月22日 | 4,000,000株<br>(800,000株) | 1,456,000,000円 |
| 2016年５月13日開催取締役会 | 2016年５月16日 | 2,420,000株<br>(484,000株) | 1,035,760,000円 |
| 2017年２月20日開催取締役会 | 2017年２月21日 | 3,919,000株<br>(783,800株) | 2,175,045,000円 |
| 2021年２月12日開催取締役会 | 2021年２月15日 | 2,630,000株 | 4,970,700,000円 |
| 2022年５月13日開催取締役会 | 2022年５月16日 | 2,335,200株 | 4,628,366,400円 |
| 2022年８月５日開催取締役会 | 2022年８月８日 | 570,000株 | 1,103,520,000円 |
| 2024年８月９日開催取締役会 | 2024年８月13日～<br>2025年４月30日 | 3,121,500株 | 9,999,802,726円 |
| 2025年５月９日開催取締役会 | 2025年５月12日～<br>2026年２月28日 | 3,059,400株 | 9,999,973,000円 |

(注１)　当社は、2018年７月１日を効力発生日として、その時点において、当社の発行する普通株式５株につき１株の割合で株式の併合を行いました。上表の括弧内の数値は、当該併合の効果を反映した数値です。

2026年７月14日、当社は当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社(2026年６月30日時点)であるTOPPANホールディングス株式会社(以下「TOPPANホールディングス」といいます。)から依頼を受け、同社と面談した際、TOPPANホールディングスより、同社が所有する当社の発行する普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)10,446,988株(以下「TOPPANホールディングス所有株式」といいます。)(当社所有割合(注２)：22.28%)について、同社の「中期経営計画2028」における経営目標(注３)達成の観点から、売却を検討していく方針が、具体的な時期や株式数の指定なく示されました。また、同月14日の面談においてTOPPANホールディングスから示されたTOPPANホールディングス所有株式の売却意向について詳細な内容を確認するため、2026年７月23日に同社と再度面談した際、同社から、2027年３月までにTOPPANホールディングス所有株式の半分を売却する意向が、具体的な売却先(当社を含む。)や売却方法の指定なく示され、かつ、残りのTOPPANホールディングス所有株式の半分については、今後その取扱いの検討を進めていく旨の意向が示されました。

(注２)　「当社所有割合」とは、当社が2026年11月13日付で公表した「2026年12月期 第３四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2026年９月30日現在の発行済株式総数47,286,544株から、同日時点の当社が所有する自己株式数(389,324株)を控除した株式数(46,897,220株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

(注３)　TOPPANホールディングスの「中期経営計画2028」における経営目標の詳細については、同社が2026年５月14日付で公表した「中期経営計画2028」をご参照ください。

その後、当社は、上記のTOPPANホールディングス所有株式の売却意向について検討していたところ、2026年７月下旬、一定数以上の数量の株式が市場に放出された場合の当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響や、バランスシートのスリム化による当社の自己資本純利益率(ROE)や投下資本利益率(ROIC)の向上に伴う資本効率改善への寄与、また、株主の皆様への利益還元の観点から、2026年度内においてTOPPANホールディングス所有株式を自己株式として取得することは適当であると判断しました。また、TOPPANホールディングスから取得する株式数については、仮に当社がTOPPANホールディングス所有株式のうち一部のみ取得すると公表した場合には、株式市場において、その後、残りのTOPPANホールディングス所有株式もいずれ売却されるのではないかとの懸念が生じ、当社の株価に影響を及ぼす可能性があるため、TOPPANホールディングス所有株式の全部を取得することにより、当社の株主資本から自己株式が控除されてバランスシートがスリム化する結果、当社の自己資本純利益率(ROE)や投下資本利益率(ROIC)の向上に寄与し、結果として株主の皆様に対する利益還元に繋がるとの結論に至りました。

そのため、当社は、TOPPANホールディングス所有株式の全てを取得する方針を決定したことから、TOPPANホールディングスに対して当該方針を伝達し検討を依頼するため、2026年７月30日、同社と面談した際、同社に対し、当社が、TOPPANホールディングス所有株式の全部を自己株式として取得する意向があること、また、取得方法については別途協議したい旨を伝えたところ、2026年８月12日にTOPPANホールディングスより、口頭にて、これに応じる旨の意向が示されました。

その後、当社は取得方法について検討を進め、2026年９月下旬、①株主間の平等性、②取引の透明性、③TOPPANホールディングスが一定数以上の当社普通株式の売却意向を有している中で、当該当社普通株式を市場買付けにより取得するよりも、公開買付けにより取得する方が、市場外の取引であることから、当社普通株式の市場における流動性及び市場株価への影響が比較的小さいと考えられること、④市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けが可能であることにより、当該価格で買付けを行った場合には、TOPPANホールディングス以外の株主による応募は想定されず、TOPPANホールディングス所有株式の当社による取得の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、並びに⑤TOPPANホールディングス以外の当社株主の皆様にも一定の検討期間を提供したうえで市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保できること等から、公開買付けの手法によることが適切であると考えました。また、公開買付けの実施時期は、TOPPANホールディングスからのTOPPANホールディングス所有株式の取得を可能な限り早期に完了するため、2026年11月中旬とすることが適切であると考えました。

上記の検討結果を踏まえ、2026年９月29日、当社は、TOPPANホールディングスに対して、仮に公開買付けの方法による自己株式取得を実施する場合にはその実施時期を2026年11月中旬とすることを想定している旨を伝えた上で、その場合における応募の意向の有無及びその対象となる株式数を確認したところ、2026年10月５日、TOPPANホールディングスより、TOPPANホールディングス所有株式(10,446,988株。当社所有割合：22.28%)の全部について応募する意向がある旨の回答を受けました。

これを受け、2026年10月上旬、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

**そして、ディスカウント率については、国内において、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握すべく、また、一定の傾向がみられる十分な数の事例数を参照する観点から、2024年１月１日から2026年９月30日までに公表された自己株式の公開買付けを調査したところ、本公開買付けと同様に、特定の株主からディスカウント価格により自己株式の公開買付けを実施した事例(以下「参考事例」といいます。)69件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%程度(９%から11%)とした事例が58件と最多であったところ、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮しても、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性が低い水準のディスカウント率として、10%とすることが適切であると判断しました。また、2026年10月13日、当社は、本公開買付価格の算定の基礎となる当社普通株式の市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、また本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があるとの考えのもと、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年11月13日の前営業日(2026年11月12日)の当社普通株式の終値、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断しました。**

**以上の検討を踏まえ、当社は、2026年10月14日に、TOPPANホールディングスに対して、TOPPANホールディングス所有株式について、当社が自己株式の取得を目的とした本公開買付けを実施し、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年11月13日の前営業日である2026年11月12日の当社普通株式の終値、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を申し入れ、改めて応募の意向及び応募する株式数を打診しました。**

**その後、2026年11月９日に、TOPPANホールディングスより、TOPPANホールディングス所有株式10,446,988株(当社所有割合：22.28%)の全部について、当社が上記申入れに係る条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する意向である旨の回答をそれぞれ受けました。**

**そして、2026年11月12日、当社は、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が4,870円、2026年11月12日を基準日とする過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が4,970円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。)、同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が5,031円であったことから、最も低い価格である4,870円に対して10%のディスカウントを行った価格である4,383円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じ。)を本公開買付価格とする予定である旨をTOPPANホールディングスに連絡したところ、同日、TOPPANホールディングスより、応募の意向が示された株式数と同数であるTOPPANホールディングス所有株式10,446,988株の全部(以下「本売却意向株式」といいます。)について、本公開買付けに応募する旨の回答を受けました。**

また、当社は、2026年11月13日付で、TOPPANホールディングスとの間で、当社が本公開買付けを開始した場合には、TOPPANホールディングスが、その所有する当社普通株式10,446,988株(当社所有割合：22.28%)の全てについて、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約(以下「本件応募契約」といいます。)を締結しております。本件応募契約において、TOPPANホールディングスによる本売却意向株式の本公開買付けへの応募の前提条件として、①本件応募契約に規定する当社の表明及び保証の全てが、重要な点において、真実かつ正確であること、②当社が本件応募契約に規定する義務にその重要な点において違反していないこと、③TOPPANホールディングスによる本売却意向株式の本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨の裁判所その他の司法機関・行政機関等の判断等が存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないことが規定されております(なお、これらの前提条件が満たされない場合でも、TOPPANホールディングスが自らの裁量により本公開買付けに応募することは可能となります。)。また、本件応募契約においては、上記①乃至③の前提条件の充足を条件として当社が本公開買付けを実施する義務、表明及び保証(注４)、表明及び保証違反又は本件応募契約上の義務違反時の補償義務(注５)、本件応募契約の終了事由(注６)、解除事由(注７)、秘密保持義務、本件応募契約上の地位又は権利義務の譲渡等禁止、誠実協議義務等の一般的な条項が規定されております。さらに、本件応募契約上、本公開買付けにおいて買い付けられた本売却意向株式についての対価の支払いを除き、当社からTOPPANホールディングスに利益が付与される旨の定めはありません。本公開買付けにおいて買い付けられた本売却意向株式についての対価以外に、当社からTOPPANホールディングスに供与される利益はありません。

(注４) 当社及びTOPPANホールディングスの表明保証事項として、(ⅰ)本件応募契約の締結及び履行に係る権限及び権能並びに手続の履践、(ⅱ)法令等との抵触の不存在、(ⅲ)法的倒産手続等の不存在が規定されており、かつ、TOPPANホールディングスの表明保証事項として、本売却意向株式の適法かつ有効な所有等を定めております。

(注５) 当社及びTOPPANホールディングスは、(ⅰ)本件応募契約に定める自己の表明及び保証のいずれかが不実若しくは不正確であることが判明した場合、又は(ⅱ)本件応募契約に定める自己の義務のいずれかに違反した場合、それに起因して相手方が被った損害及び費用を賠償又は補償しなければならないことを定めております。

(注６) 本件応募契約の終了事由として、(ⅰ)当社及びTOPPANホールディングスが書面により本件応募契約の終了を合意した場合、(ⅱ)本件応募契約に従い、当社又はTOPPANホールディングスのいずれかにより本件応募契約が解除された場合、(ⅲ)本公開買付けが開始されたものの、不成立となった場合、(ⅳ)本公開買付けが開始されたものの、撤回された場合を定めております。

(注７) 当社及びTOPPANホールディングスは、(ⅰ)本件応募契約に定める相手方の表明及び保証のいずれかが重要な点において不実若しくは不正確であることが判明し、若しくは、相手方が本件応募契約に定める義務のいずれかに重要な点において違反した場合、(ⅱ)相手方について倒産手続等が開始された場合、若しくは債務超過、支払不能若しくは支払停止の状態となった場合、又は(ⅲ)自己の責に帰すべき事由によることなく、2026年12月31日までに本公開買付けが開始されなかった場合には、本公開買付けに係る公開買付期間の末日までの間に限り、相手方に対して通知を行うことにより、本件応募契約を解除することができることを定めております。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年11月13日開催の当社取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2026年11月12日の当社普通株式の終値4,870円に対して10%ディスカウントを行った価格である4,383円とすることを決議しました。

本公開買付けにおける買付予定数については、TOPPANホールディングス以外の株主の皆様にも応募の機会を提供する一方で、当社の今後の事業運営並びに財務健全性及び安全性を維持できる範囲とする観点から、本売却意向株式の数である10,446,988株(当社所有割合：22.28%)に一定のバッファを上乗せした10,500,000株(当社所有割合：22.39%)にすることといたしました。なお、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることを踏まえ、買付予定数の上限株数については、１単元(100株)を加算し、100株未満を切り上げた10,500,100株(当社所有割合：22.39%)にすることといたしました。

本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないとして、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなるため、その場合には、当社は本売却意向株式のうちの一部を取得し、残りの本売却意向株式は買付けられないこととなります。当社は、TOPPANホールディングスより、当該残存する当社普通株式については、現状における処分等の方針は未定である旨の回答を受けております。

なお、当社は、本公開買付けに要する資金については、その全額につき、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)、株式会社三菱ＵＦＪ銀行(以下「三菱ＵＦＪ銀行」といいます。)及び三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」といいます。)から合計で最大625億円の借入れを行うことにより調達する資金に充当することを予定しており、2026年11月13日開催の当社取締役会において、当該借入れを実施することを決議しております。詳細については、下記「７　買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」をご参照ください。なお、当該借入れを実施し、調達資金を本公開買付けに要する資金(461億円)に充当するものの、同日開催の当社取締役会にて300億円相当の投資有価証券を売却することを決議しており、本公開買付けに要する資金として行った借入れの返済を進めていくほか、2026年９月30日時点における当社の連結ベースの手元流動性は約422億円であり、当社の財務健全性に影響を与えることなく当該借入金の返済を行っていくことが可能と考えております。このように資産効率を向上しつつ、経営計画artience2027/2030“GROWTH”の推進のため成長投資による事業ポートフォリオの変革と効率化投資による事業基盤の強化を進め、さらなる成長と資本効率の向上により、企業価値向上を実現してまいります。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、下記「９　その他買付け等の条件及び方法」の「(７)　その他」に記載のとおり、2026年11月13日開催の当社取締役会において、同日時点の当社が所有する自己株式数(389,324株)に、本公開買付けにより取得した自己株式の一部を加えた9,000,000株を消却することを決議しております。

また、当社は、当社が所有するTOPPANホールディングスの普通株式12,984,524株(注８)(TOPPANホールディングス所有割合(注９)：2.33%)について、当社の所有株式の縮減方針に基づき、今後の株価動向や市場環境により変動し得るものの、2026年12月期及び2027年12月期にかけて段階的に売却を進める方針であり、まず2026年12月期においては7,000,000株の売却が完了すると見込んでおります。

(注８)　TOPPANホールディングスは、2026年９月30日を基準日とし、2026年10月１日を効力発生日として、TOPPANホールディングスの普通株式１株を２株とする株式分割(以下「本株式分割」といいます。)を実施しております。本株式分割の詳細については、TOPPANホールディングスの2026年８月27日付プレスリリース「株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更、配当予想の修正及び株主優待制度の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(注９)　「TOPPANホールディングス所有割合」とは、TOPPANホールディングスが2026年11月13日付で公表した「2027年３月期 第２四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2026年９月30日時点の発行済株式総数589,412,480株から、当該決算短信に記載された同日時点のTOPPANホールディングスが所有する自己株式数(31,289,327株)を控除した株式数(558,123,153株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

## ３ 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

### (1) 【発行済株式の総数】

47,286,544株(2026年11月16日現在)

### (2) 【株主総会における決議内容】

| 種類 | 総数(株) | 取得価額の総額(円) |
|---|---|---|
| ― | ― | ― |

### (3) 【取締役会における決議内容】

| 種類 | 総数(株) | 取得価額の総額(円) |
|---|---|---|
| 普通株式 | 10,500,100 | 46,021,938,300 |

(注１) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、22.21%です(小数点以下第三位を四捨五入)。なお、取得する株式の総数の当社所有割合は、22.39%です。

(注２) 取得する株式の総数は、2026年11月13日開催の取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

(注３) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に１単元(100株)を加算しております。

(注４) 取得価額の総額は、2026年11月13日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注５) 取得することができる期間は、2026年11月16日から2027年１月31日までです。

### (4) 【その他（―）】

| 種類 | 総数(株) | 取得価額の総額(円) |
|---|---|---|
| ― | ― | ― |

### (5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

| 種類 | 総数(株) | 取得価額の総額(円) |
|---|---|---|
| ― | ― | ― |

## ４ 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

### (1) 【買付け等の期間】

| | |
|---|---|
| 買付け等の期間 | 2026年11月16日(月曜日)から2026年12月14日(月曜日)まで(20営業日) |
| 公告日 | 2026年11月16日(月曜日) |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。<br>電子公告アドレス<br>(https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/) |

### (2) 【買付け等の価格等】

| 上場株券等の種類 | 買付け等の価格 |
|---|---|
| 普通株式 | １株につき金4,383円 |
| 算定の基礎 | 当社は、本公開買付価格については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。<br>そして、ディスカウント率については、国内において、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握すべく、また、一定の傾向がみられる十分な数の事例数を参照する観点から、2024年１月１日から2026年９月30日までに公表された自己株式の公開買付けを調査したところ、本公開買付けと同様に、参考事例69件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%程度(９%から11%)とした事例が58件と最多であったところ、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮しても、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性が低い水準のディスカウント率として、10%とすることが適切であると判断しました。<br>また、2026年10月13日、当社は、本公開買付価格の算定の基礎となる当社普通株式の市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、また公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があるとの考えのもと、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年11月13日の前営業日(2026年11月12日)の当社普通株式の終値、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断しました。<br>以上の検討を踏まえ、当社は、2026年10月14日に、TOPPANホールディングスに対して、TOPPANホールディングス所有株式について、当社が自己株式の取得を目的とした本公開買付けを実施し、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年11月13日の前営業日である2026年11月12日の当社普通株式の終値、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を申し入れ、改めて応募の意向及び応募する株式数を打診しました。<br>その後、2026年11月９日に、TOPPANホールディングスより、TOPPANホールディングス所有株式10,446,988株(当社所有割合：22.28%)の全部について、当社が上記申入れに係る条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する意向である旨の回答をそれぞれ受けました。<br>そして、2026年11月12日、当社は、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が4,870円、2026年11月12日を基準日とする過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が4,970円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。)、同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が5,031円であったことから、最も低い価格である4,870円に対して10%のディスカウントを行った価格である4,383円を本公開買付価格とする予定である旨をTOPPANホールディングスに連絡したところ、同日、TOPPANホールディングスより、本売却意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を受けました。 |

| | |
|---|---|
| | 以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年11月13日開催の当社取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2026年11月12日の当社普通株式の終値4,870円に対して10%ディスカウントを行った価格である4,383円とすることを決議しました。<br>なお、本公開買付価格である4,383円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日の前営業日である2026年11月12日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,870円に対して10.00%ディスカウントした金額、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,970円に対して11.81%ディスカウントした金額、同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値5,031円に対して12.88%ディスカウントした金額、同日までの過去６ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,664円に対して6.02%ディスカウントした金額となります。<br>また、本公開買付価格である4,383円は、本書提出日の前営業日である2026年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,810円に対して、8.88%ディスカウントした金額となります。 |
| 算定の経緯 | 当社は、本公開買付価格については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。<br>そして、ディスカウント率については、国内において、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握すべく、また、一定の傾向がみられる十分な数の事例数を参照する観点から、2024年１月１日から2026年９月30日までに公表された自己株式の公開買付けを調査したところ、本公開買付けと同様に、参考事例69件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%程度(９%から11%)とした事例が58件と最多であったところ、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮しても、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性が低い水準のディスカウント率として、10%とすることが適切であると判断しました。<br>また、2026年10月13日、当社は、本公開買付価格の算定の基礎となる当社普通株式の市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、また公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があるとの考えのもと、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年11月13日の前営業日(2026年11月12日)の当社普通株式の終値、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断しました。<br>以上の検討を踏まえ、当社は、2026年10月14日に、TOPPANホールディングスに対して、TOPPANホールディングス所有株式について、当社が自己株式の取得を目的とした本公開買付けを実施し、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年11月13日の前営業日である2026年11月12日の当社普通株式の終値、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を申し入れ、改めて応募の意向及び応募する株式数を打診しました。<br>その後、2026年11月９日に、TOPPANホールディングスより、TOPPANホールディングス所有株式10,446,988株(当社所有割合：22.28%)の全部について、当社が上記申入れに係る条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する意向である旨の回答をそれぞれ受けました。 |

| | |
|---|---|
| | そして、2026年11月12日、当社は、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が4,870円、2026年11月12日を基準日とする過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が4,970円、同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が5,031円であったことから、最も低い価格である4,870円に対して10%のディスカウントを行った価格である4,383円を本公開買付価格とする予定である旨をTOPPANホールディングスに連絡したところ、同日、TOPPANホールディングスより、本売却意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を受けました。<br>以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年11月13日開催の当社取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2026年11月12日の当社普通株式の終値4,870円に対して10%ディスカウントを行った価格である4,383円とすることを決議しました。 |

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

| 上場株券等の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 計 |
|---|---|---|---|
| 普通株式 | 10,500,000(株) | ―(株) | 10,500,000(株) |
| 合計 | 10,500,000(株) | ―(株) | 10,500,000(株) |

(注１) 応募株券等の総数が買付予定数(10,500,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(10,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注２) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目13番１号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注１)

なお、本公開買付けにおいてオンラインサービス(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)を経由した応募の受付は行われません。

③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、後述のみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。(注２)

⑥　個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。(注２)

(イ)応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。)15.315%、住民税５%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税５%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第４条の６の２第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の３以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村證券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村證券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ)応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

⑦　法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の３分の１超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限ります。)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。(注２)

⑧　応募株券等の全部又は一部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注１)　ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・ 個人の場合

マイナンバー(個人番号)提供時の必要書類

マイナンバー(個人番号)の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[１]マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と、[２]本人確認書類が必要です。

※申込書に記載された氏名・住所・生年月日のすべてが確認できるものをご準備ください。

※野村證券株式会社の受付日時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは６ヶ月以内に作成されたものに限ります(「通知カード」は、発行日から６ヶ月以降も有効です。)。

※野村證券株式会社の店舗でお手続きをされる場合は、原本をご提示ください(窓口にて写しをとらせていただく場合があります。)。

※コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

※新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー(個人番号)の提供に必要な書類を兼ねることができます(同じものを２枚以上提出いただく必要はありません。)。

※以下の内容は変更の可能性もあるため、お手続きの時点でのマイナンバー(個人番号)を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

[１]マイナンバー(個人番号)を確認するための書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか１点が必要です。

[２]本人確認書類

| マイナンバー(個人番号)を確認するための書類 | 必要な本人確認書類 |
|---|---|
| マイナンバーカード(個人番号カード) | マイナンバーカード(個人番号カード)<br>※オンライン専用支店に口座を開設する場合、[A]又は[B]よりいずれか１点 |
| 通知カード<br>※現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。 | [A]のいずれか１点、<br>又は[B]のうち２点<br>※オンライン専用支店に口座を開設する場合、[A]又は[B]よりいずれか２点 |
| マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し | [A]又は[B]のうち、<br>「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の１点 |
| マイナンバー(個人番号)の記載された住民票記載事項証明書 | |

[A] 顔写真付の本人確認書類

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

旅券(パスポート)、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

※2020年２月４日以降に発給申請した「旅券(パスポート)」は「所持人記入欄」がないため、１点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。

[B] 顔写真のない本人確認書類

・発行から６ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

資格確認書(各種)、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、福祉手帳(各種)

・ 法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

※本人特定事項　①名称　②本店又は主たる事務所の所在地

※法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁　法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・ 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注２) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いします。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者　　野村證券株式会社
東京都中央区日本橋一丁目13番１号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「８　決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目13番１号

## 7 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金】

| | |
|---|---|
| 買付代金(円)(a) | 46,021,500,000 |
| 買付手数料(円)(b) | 50,000,000 |
| その他(円)(c) | 2,900,000 |
| 合計(円)(a)＋(b)＋(c) | 46,074,400,000 |

(注１) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(10,500,000株)に本公開買付価格(4,383円)を乗じた金額を記載しています。
(注２) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額を記載しています。
(注３) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。
(注４) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。
(注５) 上記金額には消費税等は含まれていません。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 届出日の前日現在の預金

| 預金の種類 | 金額(円) |
|---|---|
| ― | ― |
| 計(a) | ― |

② 届出日以後に借入を予定している資金

| | 借入先の業種 | | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出日以後に借入れを予定している資金 | 金融機関 | 銀行 | 株式会社みずほ銀行(東京都千代田区大手町１丁目５番５号) | 買付け等に要する資金に充当するための借入(注)<br>借入期間：最大１年<br>金利：融資実行時の借入先所定の利率<br>担保：なし | 25,000,000,000円 |
| | | 銀行 | 株式会社三菱ＵＦＪ銀行(東京都千代田区丸の内一丁目４番５号) | 買付け等に要する資金に充当するための借入(注)<br>借入期間：最大１年<br>金利：融資実行時の借入先所定の利率<br>担保：なし | 25,000,000,000円 |
| | | 銀行 | 三井住友信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目４番１号) | 買付け等に要する資金に充当するための借入(注)<br>借入期間：最大１年<br>金利：融資実行時の借入先所定の利率<br>担保：なし | 12,500,000,000円 |
| | 合計 | | | | 62,500,000,000円 |

(注) 当社は、上記金額の融資の裏付けとして、みずほ銀行、三菱ＵＦＪ銀行、三井住友信託銀行より、合計625億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年11月11日付で取得しております。なお、当該融資の条件として、本書の添付文書である融資証明書記載のものが定められています。

## ８ 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目13番１号

(2) 【決済の開始日】

2027年１月７日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

(注)　公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、上記「６　応募及び契約の解除の方法」「(1) 応募の方法」⑥及び⑦をご参照ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

下記「９　その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第４項第２号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)。

## ９ 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第４項第２号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(10,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に１単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単元(追加して１単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に１単元未満の株数の部分がある場合は当該１単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の11第１項ただし書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「６　応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続き終了後速やかに上記「８　決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の６第１項及び令第14条の３の８により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の８第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、公開買付届出書の訂正事由が形式上の不備である場合を除き直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の３の４第６項及び第９条の４並びに府令第19条の２に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。
また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。
本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

② 当社は、TOPPANホールディングスとの間で、当社が本公開買付けを開始した場合には、TOPPANホールディングスが本売却意向株式の全てを応募する旨について、本件応募契約を締結しております。詳細については、上記「第１　公開買付要項」の「２　買付け等の目的」をご参照ください。なお、本公開買付けにおいて、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないとして、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなるため、その場合には、当社は本売却意向株式のうちの一部を取得し、残りの本売却意向株式は買付けられないこととなります。当社は、TOPPANホールディングスより、当該残存する当社普通株式については、現状における処分等の方針は未定である旨の回答を受けております。

③ 当社は、2026年11月13日付で「2026年12月期　第３四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の第３四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人のレビューを受けております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

**2026年12月期　第３四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要**

**(2026年１月１日～2026年９月30日)**

**(ア)損益の状況(連結)**

| 会計期間 | 2026年12月期<br>(第３四半期連結累計期間) |
|---|---|
| 売上高 | 290,524百万円 |
| 営業利益 | 20,359百万円 |
| 経常利益 | 21,942百万円 |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益 | 9,434百万円 |

**(イ)１株当たりの状況(連結)**

| 会計期間 | 2026年12月期<br>(第３四半期連結累計期間) |
|---|---|
| １株当たり四半期純利益 | 201.04円 |

④　当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、本公開買付けが開始され、成立することを条件として、2027年３月31日付で、当社の自己株式9,000,000株を消却することを決議しております。詳細につきましては、当社が2026年11月13日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

# 第２ 【公開買付者の状況】

## １ 【発行者の概要】

(1) 【発行者の沿革】

(2) 【発行者の目的及び事業の内容】

(3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

## ２ 【経理の状況】

(1) 【貸借対照表】

(2) 【損益計算書】

(3) 【株主資本等変動計算書】

## ３ 【株価の状況】

| 金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名 | 東京証券取引所　プライム市場 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月別 | 2026年５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 |
| 最高株価(円) | 4,265 | 4,405 | 4,635 | 5,210 | 5,220 | 5,170 | 4,960 |
| 最低株価(円) | 3,850 | 3,905 | 4,250 | 4,340 | 4,890 | 4,865 | 4,475 |

(注)　2026年11月については、11月13日までのものです。

## ４ 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第187期(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)　2025年３月26日関東財務局長に提出
事業年度　第188期(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)　2026年３月19日関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度　第189期中(自　2026年１月１日　至　2026年６月30日)2026年８月10日関東財務局長に提出

③ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

artience株式会社
(東京都中央区京橋二丁目２番１号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町２番１号)

## ５ 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。